

江戸の道路水路の建設修復について

Construction and Repair of Road and Channel in Edo

藤尾直史**

By Tadashi FUJIO

江戸には道路そのほかの建設修復のための組合があった。このような組合があったこと自体はよく知られていることではあるが、たとえばどこまでが組合によって行われていたか、あるいはどのように組合によって行われていたかということは必ずしも明らかではない。江戸は武家地・寺社地・町人地が混在していたことから、組合についても調整ということが問題となってくる。あるいは逆に組合によっては行えないということで、それらへよらずに行われるというようなこともあったことが明らかとなる。ここでは建設修復が組合によってどのように行われていたか、混在の調整がどのように行われていたか、さらには組合によっては行えないということで、組合によらずにどのように行われていたか、以上のような点について検討を行ってみたい。

00. 序

江戸には道路そのほかの建設修復のための組合があった。このような組合があったこと自体はよく知られていることではあるが、たとえばどこまでが組合によって行われていたか、あるいはどのように組合によって行われていたかということは必ずしも明らかではない。

江戸は武家地・寺社地・町人地が混在していたことから、組合についても調整ということが問題となってくる。あるいは逆に組合によっては行えないということで、それらへよらずに行われるというようなこともあったことが明らかとなる。

ここでは建設修復が組合によってどのように行われていたか、混在の調整がどのように行われていたか、さらには組合によっては行えないということで、組合によらずにどのように行われていたか、以上のような点について検討を行ってみたい。

01. 石高・小間と組合

表 01²⁾は市谷町通りの道路の建設修復の組合についてのものである。武家については石高、寺社・町については小間が基準とされており、このことから両者の換算が問題となってくる。本組合では2間/6間/7間=100石というように同じ組合でも異なった換算が行われていたことが明らかとなる。

表 02 は組合一般についてのもので、名称についてはほかとの区別ということに意味があって、個々の名称は必ずしも特定されているわけではないが、坂ならその名称、道なら町などの名称+通り、そのほか場所から場所までなどとされている。

基準については石高と小間の換算が同じ組合でも異なっていることから、当然ながら組合ごとでも異なっていた。つまりー

*keyword : 道路水路、建設修復、江戸

**正会員 東京大学

(〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1)

律に決められていたわけではなかった。

江戸は武家地・寺社地・町人地が混在していたことから、組合についても調整ということが問題となってくるが、石高・小間の換算は同じ組合でも、あるいは組合ごとでも一律に決められていたわけではなかった。逆に一律に決められなかったからこそ調整が組合ということで行われていたとも考えられるが、いずれにしても一律に決められていたわけではなかったということを確認しておきたい。

02. 組合についての申渡し

【史料 0101】^{3) 4) 5)}
上水道橋下水其外都而組合普請并修復共、組合入用取調之儀、其組合年番ニ而取扱候義ニ而、入札等取調組合熟談之上、御普請方役所正出候処、右入札人共之内御普請方役所正入札致候者も可有之哉、右舛之者入札取調候節、万御普請方役人指名前を申、入札等致度旨申込候ものも可有之哉も難計候、勿論組合入用取調候儀者、年番并老組合熟談之上取扱候儀故、警役所役人名前杯を申一札相望、又者役人差因杯之趣申込候連、御普請不致候義と者存候得とも、申込方ニ寄、万一心傳違有之候而者如何ニ付、能々入念右様申込候ものも有之候ハ、早速其役所工可申立候

○此儀御書面之趣之筋者無御申候得共、以来共御書付之通奉畏候

一組合入用入札等、都而年番方ニ而取調之上、落札之者より入用内訳書取、役所江差出候得共、品ニ寄書面ニ而分兼候儀も有之候間、以後者請負候人并証人共、御普請方役所工可差出候、普請仕様之趣等、一応相尋候様可致候

○此儀、御書面之通奉畏候、入札取候程之普請之筋、右落札人証人御役所江差出候儀、最初御願之節召速可申哉、又者願御開濟之上ニ而、召速候儀ニ御座候哉

◎分り兼候儀も有之候節申出候事ニ候、其趣兼而請負人江可申聞置被仰聞候事

一組合普請年番方取扱之儀、此迄者区々ニ有之候間、已來取扱方之義別紙之通相心得、猶相分兼候儀も有之候ハ、役所工可同合候

○此御々年番取扱区々之趣者、御別紙御書付ニ廉々申上候

右之趣兼而心得候儀と者存候へとも、猶又此段申渡置候以上
巳二月

寛政9年(1797)2月に組合についての申渡しが行われている。上水・道・橋・下水そのほか全て組合によって建設修復が行われているものについて、年番へ対して普請方役所において行われたものである。

表 01 市谷田町道造組合

田町1丁目	2間=100石
同上2丁目	
同下2丁目	
同3丁目	
同4丁目	
左内坂町	
船河原町	2間=100石
長延寺門前	2間=100石
弘方町	6間=100石
長延寺谷町	6間=100石
長延寺前町	7間=100石
市谷牛山町	7間=100石
四谷坂町	6間=100石
市谷本村町	6間=100石

表 02 組合一般
半込

鰻坂	道造	
若宮田坂	道造	
榎子坂	道造	
逢坂	道造	
白銀町	道造下水橋	8間=100石
北御徒町	道造	8間=100石
山伏町	道造	5間/8間=100石
船河原町牡丹屋敷	道造	
赤城坂	道造	
元天竜寺上地	下水橋	
築土下	大下水石橋	7間=100石
逢坂下	大下水石垣	
山伏町坂下	道造	
市谷		
谷町(片町を編入)	道造下水橋	(8間)/10間=100石
片町(谷町を編入)	道造	8間=100石
新本村七軒町合羽坂	道造	
合羽坂	道造	
加賀屋敷土取場	道造	10間=100石
加賀屋敷平山町	道造	8間/12.5間=100石
月桂寺前	道造	12.5間=100石
田町	道造	2間/6間/7間=100石
田町1丁目	下水溜橋	8間=100石
火の番町	道造	
四谷		
千駄谷	道造	
四谷門外堀端	道造	
内藤宿	上水堀土橋	
仲町	道造	
忍原横町	道造	8間=100石
右京町右馬町大番町	道造	
四谷門外市谷牛小屋	大下水石垣	
天龍寺前	上水堀石橋	8間=100石
千日谷	道造	5間=100石
内藤宿新屋敷	道橋下水	
北寺町湯屋横町	道造	
青山		
桶田原花房大膳前	道造下水	
百人町	道造	5間=100石
御手大工町	道造	5間=100石
桶田原	道造下水	

組合の入用についての取調べが年番のところで行われていた。入札などの取調べについては熟談が行われてから、普請方役所へ伺出されることとなっていた。もっとも普請方役所へ入札を行っている入札人から入札の取調べにあたって役人の名が出されるようなことがあるのではないかと。年番および組合全体において熟談が行われて取決められているから、名が出されたり差図があるとされたりしても問題があるようなことはないが、心得違いないようにとされている。当然といえば当然だが入札にあたっての役所に対する組合の自律性が強調されたものとなっている点が注目される。

組合の入用の入札についても、取調べが年番のところで行われていた。入用の内訳が落札者から取られ、役所へ差出されることともなっていた。もっとも品によっては書面ではわからないことがある。そこで以後は請負人当人や証人についても普請

方役所へ差出し、仕様などを一応尋ねるようにしたいとされている。入札が行われるくらいの建設修復について落札人・証人を差出しということについて、最初のお願いのときに召連れるか、あるいは願いが聞かれてから召連れるかとされ、それに対してそこでわからないことがあるときに呼出す、あらかじめ請負人へ申聞かせるとされている。わからないことがあればということなので、あくまで組合を通してということが前提とされている。

そのほか年番での取扱いが区々にならないようにとされているように一般性ということが強調されている。以上のような3点についてかねてから心得られているであろうかとされ、そのうえでなおまた申渡すとされていることから、同時期の一般的な状況であったと考えられる。

【史料 0102】^{6 7}
上水道橋下水其外都而組合普請修復之義、年番方にて場所見分いたし、修復仕様注文書取調、絵図并組合性名高付書共相添、組合中江相廻し、一同熟談之上、御普請方役所江可相伺候客之處、組合中江談も無之申立候向も有之哉ニ付、以来心得違無之様可致候

(略)
一右申立候儀者、役所より見分差遣、仕様注文ニ引合場所見分之上、品ニ寄修復仕様之儀者可及意図候間、入用積入札之儀、前々仕来之通り其年番并組合中之内出入之町人共江申渡、開札之節ハ組合中年番之外ニ兩三人、并武家方組合も有之候ハハ、右家来迄向人も立合之上開札可致候、尤入用積并年番方江開札以前、預ケ置候儀者致開鋪候、開札之日入札人銘々持参候様可申渡置候

○此儀御書面之入札之儀者開札之日限を相定、入札人銘々持参致候儀ニ而、開札以前年番方江預置候と申儀決而無御座候、以来御書付之通奉置候

一落札之者入用内訳差出候ハハ、年番方ニ而得と取調、右書付并入札書付三番札迄差添、組合中江相廻、一同熟談之上、右一件書付共御普請方役所江可差出候、尤組合一統存寄無之ニ付、印形も取置候旨、年番より印形并添書を以可申出候、猶又役所ニ而取調之上、修復取掛等之義可申渡候

○御書面之通、向後落札内訳書并三番札迄組合中江相廻シ、其上組合一統存寄無之趣印形紙置、年番より印形添書を以可申上旨、右者組合之内御武家方よりも、年番名主方江印形之書付取候義ニ御座候哉、左候得者御武家方より印形申請候儀者差支可申儀奉存候

◎武家方印形差支申儀者有開鋪、若其節差滞も有之候ハハ、申立候様可致、尤組合之武家方一統熟談之上ハ、武家年番より之印形可取旨候御開候事

(略)
右之趣可相心得候以上
巳二月

上水・道・橋・下水そのほか全ての組合による建設修復については以下のように行われていた。

- ①場所の見分を年番で行う
- ②仕様注文を決めて、絵図と組合の姓名の高付けを添える。
- ③組合中へ回して、一同熟談を行う。
- ④普請方役所へ伺う。

ところが組合中へ談もなく申立てられるような向きもあったようで心得違いないようにとされている。年番だけで組合を通さずに行うということも考えられるが、あくまで組合を通して行うということで、最終的に組合の総意によって行われることとなっている。

申立てが行われると、見分が役所から差遣わされ、仕様注文へ引合わせられて場所の見分が行われ、品によっては仕様について差図が行われることともなっている。このように仕様注文は組合から出されており、それに対して確認や指示が普請方から行われることとなっている。

入用積もりの入札についてはこれまで行われてきたように、年番や組合中への出入りの町人らへ申渡して、開札のときには組合中や年番のほかにも2、3人、武家もあれば家来が1、2人立合って開札を行う。このときに入用積もりを開札前に年番へ預置くようなことはしない、開札の当日に入札人それぞれが持参するように申渡すとされている。このように入札が組合の下で行われることとなっている。

入用の内訳が落札人から差出されると、取調べが年番方で行われる。入用の内訳の書付と入札書付を3番札まで添えて、組合中へ回して一同熟談を行って、そのうえで普請方役所へ差出されることとなっている。このときに組合一統で存寄がないとの印形が取置かれ、年番から申出られることとなっている。なおまた取調べが役所で行われて、取掛かるよう申渡されることとなっている。印形については武家からも取るか、差支えがあるかとされ、差支えはない、取るようにとされている。

【史料0103】⁸

差上申御請書之事

一上水組合年番取扱之儀ニ付、以来心得違為無之、委細御書付ヲ以被仰渡候趣、私共組合名主共江申通、一統奉畏候、依之御請書差上申出仍如件

寛政九巳年二月五日

日本橋南方上水組合年番

箔屋町 名主 又兵衛

西河岸町 同 清右衛門

桶町 同 藤五郎

南伝馬町 同 善右衛門

同北方上水組合年番

堀町 同 松五郎

橋町 同 平助

村松町 同 源六

登屋町 同 庄左衛門

神田組上水組合年番

平永町 同 勘兵衛

雄子町 同 市左衛門

佐柄木町 同 弥太郎

神田浜松町 同 仁左衛門

二葉町大井より木挽町五丁目迄上水組合年番

新向谷町 同 佐兵衛

南鍋町 同 文蔵

八番町上水組合年番

芝口式丁目 同 治左衛門

同三丁目 同 平治郎

八丁堀型岸島上水組合年番

南八丁堀町 同 清左衛門

東湊町 同 七兵衛

御普請方御役所

申渡しに対して請書が年番名主らから出されることとなっている。以上のように建設修復が組合によって行われるにあたっては

①仕様の取調べが組合において行われ

②確認が普請方において行われ

③入札・内訳の取調べが組合において行われ

④最終的には組合全体の総意による

とされている。

03. 組合についての問合わせ

【史料0301】

御普請奉行衆

中川飛騨守

本所道敷下水普請等之儀、町方持場之外ハ群代掛ニ而取扱、組合相立高割出銀を以申付、町方之分ハ町奉行打合取計候様可致行。采女正殿御書付を以被仰渡候間、取調候処、新規之儀ニ付、其御役所御取扱之振合ニ准し取計可申与存候間、簡條書

を以左ニ及御問合候

一御三家方御両陣中屋敷下屋敷抱屋敷等出銀割合之儀者外大名並ニ取立候儀ニ候哉

一万石以上上屋敷中屋敷下屋敷抱屋敷等数ケ所有之候儀ニ付中屋敷下屋敷抱屋敷等之訳を出銀割合ニ差別有之候哉

一万石以下ニ而屋敷式三ケ所ニ引合有之候分ハ辻番所高付之趣を以引高ニ而出銀割合候儀候哉

一寺社ハ間口之間敷小間ニ応し出銀取立候哉并寺社門前之町屋者町方之並取立候哉又ハ寺社より取立候哉

一町方者小間何拾間ニ而何程与定等有之候哉

(略)

右之通及御問合候間年御世話ケ係御下札ニ而被仰用候様致度存候以上

申五月

下ケ札

○御書面御問合之趣致承知致候、則下ケ札ニ而及御答候以上

申五月

御普請奉行

○御三家方御両陣之中屋敷下屋敷抱屋敷共道造組合無之候

○万石以上上屋敷中屋敷下屋敷抱屋敷出銀割合之儀ハ、居屋敷本高、中屋敷下屋敷抱屋敷等半高出銀ニ而候

但無縁之もの所持いたし候抱屋敷ハ間口小間割ニ而出銀いたし候

○万石以下ニ而屋敷式三所ニ引分り有之候而も辻番所組合高ニ抱住居いたし候屋敷本高出銀、住居無之方半出銀

○寺社者間口小間割ニ而寺社より出銀致候、門前町屋之儀ハ是亦間口小間割ニ而町方より出銀いたし候

○町方小間割之儀定メ無之、当時新規ニ組合取扱候節ハ、近辺組合之小間割ニ只今申渡候類例御見合之ため別紙書付老通差出申候

(略)

寛政12年(1800)5月に組合についての問合わせが行われている。本所地域の道路水路の建設修復について、町方の持場のほかには郡代の掛かりとされ、組合が立てられて、高割りで出銀が行われることとなり、町方のほうは町奉行と打合せて行うよう老中から仰渡された。そこで取調べが行われ、新規ということで、普請奉行への問合わせが勘定奉行から行われることとなったものである。申渡しと同じような時期に出され、新規についての内容へも重点が置かれているほか、当然ながら共通性が見られるものとなっている。

・御三家・両陣の中屋敷・下屋敷・抱屋敷とも道づくり組合はない

・万石以上の上屋敷・中屋敷・下屋敷・抱屋敷は居屋敷については本高、中屋敷・下屋敷・抱屋敷などについては半高

・万石以下で屋敷が分かれていても住んでいれば本高、住んでいなければ半高

・寺社は間口小間割りで寺社から、門前町屋は間口小間割りで町方から出銀

・町方の小間割りにについては定めがなく、新規の組合は近辺の組合の小間割りあるいはこれまでの類例を見合わせる。

【史料0302】

一越町三丁目横町より平川町迄通り三軒家武家町道造下水組合之内

越町三丁目

同平川町

三軒家

寺院

右之分小間三間半百石之積組合申渡候

一西久保神谷町迄武家町道造組合之内

西久保神谷町

同糞手町

同所門前町

寺院

右之分小間五間百石之積組合申渡候

一麻布潮雲寺門前町武家町道造下水武家町組合之内

潮雲寺門前町

今井寺町

右之分小間六間百石之積組合申渡候

一牛込香町より淡路町迄武家町道造下水組合之内

牛込香町

同袋町

同御細工町

同所門前町

寺院

右之分小間八間百石之積組合申渡候

一市ヶ谷谷町通道造下水武家町組合之内

寺院

右之分小間八間百石之積組合申渡候

右寺院并町家組合数多有之候得共、仕来候分書面之通有之候、尤新規道造組合申渡候節ハ、其場所之近辺見合小間割出銀申渡候

申五月

大貫次右衛門

浅井次郎吉

芦沢取次郎

石高と小間についても回答が行われている。

・小間3間半＝100石

・小間5間＝100石

・小間6間＝100石

・小間8間＝100石

・小間8間＝100石

以上のような例が挙げられている。やはり組合ごとに石高と小間の換算が異なっており、このように一律であったわけではなかったことが明らかとなる。新規については場所の近辺が見合わせられて小間割りとされているが、これも場所ごとに異なっていたからにはほかならない。

【史料0303】

一御普請方御掛場内、道普請等有之候節ハ、組合より願出候哉、又ハ道悪敷場所ハ其役所より御達有之、御見分之上普請いたし候哉

○右ハ組合年番より道造御役所へ同如何も有之候、道忠敷往來差障候場所ハ、年番江道造申渡、仕様注文取調差出候様申渡候、組合無之候場所ハ一手造りニ申渡候、一手造ニ出来不致場所ハ組合取調申候、組合之儀ハ銘々江申渡候

一道普請目論見ハ、組合年番ニ而いたし、入札等今味之上、仕様入用等取調候場所へ相伺、道普請出来之上御見分有之候哉、普請中御見廻り等有之候哉

○右ハ道造申渡候得者、目論見年番ニ而いたし候上、仕様注文書付為差出、場所仕様注文ニ突合、相違も無之候得ハ、入用入札取調為差出申候、但普請中御普請奉行見廻いたし候、支配向も相々見廻りいたし候

(略)
右之通御開合申候以上
五月

大貫次左衛門
浅井次郎吉
芹沢半次郎

○右之趣及御答候以上
五月

御普請下方奉行

普請方の掛かりの場所の道路の建設修復が行われるときには、願出が組合から行われるか、あるいは達しが役所から行われて、見分が行われて、建設修復が行われることとなるか。この点については役所への伺いが組合の年番から行われ、仕様注文の取調を行って差出すよう申渡されるとされている。このようにやはり組合からとされている。

目論見については、仕様注文が差出され、突合わせられて相違がなければ、入用の入札の取調が行われ、差出されることとなっている。見回りは途中にも奉行・支配向きによって行われることとなっている。

04. 道路水路の建設修復

【史料 0401】⁹ 10

本所道普請入用出銀割合方之儀ニ付相伺候書付

中川飛騨守

本所道敷之儀、申合等不行届向も有之、累年道敷不取締ニ而、往來差支ニ可相成連ニ付、道敷井下水普請之儀、町方持場之外ハ郡代懸ニ而取扱、組合相定高割出銀を以申付、町方之分ハ町奉行申合取計可申付被仰渡候ニ付、支配向之もの差置見分を仕取調候処、道敷之儀手入等不行届而己之儀ニも無之、一体近年水吐不儀相成、高沙之節者往還江潮間開往來差支候程之儀ニ付、水吐宜敷様勘弁いたし目論見候処、本所大通之分ハ勿論場末迄も大概一円ニ普請不致候而ハ相成間敷趣有之、然ル処口より最寄々ニ而組合相定、組合限之高割出銀を以普請仕候得ハ取計方も繁雜ニ無之、銘々屋敷最寄之普請ニ出銀いたし候儀ニ付、不相当之儀も無之候得共、万石以上以下共分限高有之向ハ多分同所ニ屋敷引続有之、場末ニ至り道敷別而應敷往來差支ニ可相成程之場所普請入用多可相掛分ハ小給之もの多分有之候故最寄組合之高割ニ而ハ出銀高甚タ不同ニ相成、小給之向都而出銀高格別相嵩、普請出来仕間敷、左候連出銀高甲乙無之様組合相定候而ハ、最寄邊之組合ニ相成、是亦向後取繕も手入等仕候ニも不弁利ニ有之、おのつから等閑ニ相成可申哉ニ付、前書之通並ハ一統ニ普請仕候儀御座候間、此度ハ惣高割出銀を以一同ニ普請仕候上、以来之儀ハ最寄々ニ而組合相定置候ハ、往々差支之儀も有之間敷、一統之割合ニ仕候得ハ、出銀高甲乙も無之候ニ付、惣高割出銀普請之積取調候処、見積り下ケ札ニ申上候通ニ御座候、依之右之趣ニ取計候様可仕候哉、此段奉伺候已上

申十月

【史料 0402】¹¹

本所道普請井川渡之儀ニ付相伺候書付

中川飛騨守

本所道普請之儀、郡代懸り持場之内、往來差支ニ可相成程之場所ハ、小給之もの多く有之、組合限之高割ニ而ハ、小給之向却而出銀高格別ニ相嵩、普請出来兼候ニ付、無様別紙之通相伺候得共、万石以上以下共高有之向ハ、往還取締も手入等も不絶仕候趣ニ而、往來差支候程之場所ハ無之候故、自ラ小給之向江助合候姿ニ相成、不相当之儀ニ有之、且又別紙ニも申上候口所之儀ハ、一体水場ニ付、別紙水吐力之儀勘弁仕、下水山格別ニ狭き所者切開、又ハ其模様ニ随ひ新規ニ下水附替、孰ニも水吐宜敷様目論見候得共、天明六午年出水以後川々押埋川床高相成候故、自然と惡水吐之堀ニも押埋、却而逆水仕候様相成、平常ニ而も高沙之節ハ往還江沙押上、追年上ハ土押流候ゆへ砂川床ハ高相成、堅川・小名木川・横川・拾間川四ヶ所共通船差支候程之儀ニ有之、既ニ武州西葛西内之内川附村々ハ堀内之惡水落基、度々田畑ニ沙押上作物水腐いたし難難之段申立、川渡之儀支配御代官より願出候儀も有之、尤堅川之儀ハ遠御成之節御通船之場所ニ候処、沙合ニ寄御差支ニ相成候儀も有之、小名木川ハ武蔵・下総・常陸・下野國邊之諸通船集候川筋ニ有之候所、願橋より下之方中川御所所迄之間ハ一円押埋、沙干之節ハ大しけなくも通船差支、横川・拾間川之儀も近在村々御廻り并船等通船多く有之候処同様之趣ニ相聞、右之通川々押埋候故、必竟本所之水吐も差支候儀と奉存候、依之彼は勘弁仕候処、宝永二酉年所々川渡有之候内、本所堅川・小名木川・横川・拾間川渡井本所一体之道造共、御手伝御普請被仰付候儀有之、前書之通四ヶ所とも通船差支候程之儀ニ付、逆も不遠川渡不被仰付候ハ必至と差支候様ニも可相成被存候間、宝永之度之振合を以右四ヶ所共川渡井本所道造とも此度御手伝御普請被仰付候ハ可然と奉存候、左候得ハ川渡之土を以道普請仕候儀ニ付、置土等之弁理も宜敷、諸家井小給之向者勿論川附村々水難相遭、且ハ通船之差支ニも無之、旁可然哉ニ奉存候、右之趣を以川渡共見積り仕候処、御入用可相立諸色代、場所懸支配向之もの野扶持米石代金小屋場入用凡金貳千七百六兩余相懸、仕分之儀下ケ札ニ申上候通ニ御座候、右之通被仰付候義ニ御座候ハ、御金出方之儀ハ郡代役所御貸付附利金之内を以相渡候様可仕と奉存候、尤前書之通被仰付候儀ニ御座候ハ、渡方入用猶目論見之上取調申上候様可仕候、依之奉伺候以上

申十月

【史料 0403】¹²

本所道普請之儀ニ付相伺候書付

中川飛騨守

金沢瀬兵衛

本所道普請之儀、武家町屋共割合出銀差出シ、普請致し候積り、伺普取調、先達而町奉行江及懸合候処、武家方屋敷數より町家之方者多分地高之由ニ而、道普請之儀道半分之割合ニ而出銀差出候而者、町家之方損金ニも相当り可申ニ付、武家方ニ而道造候高サニ准シ、町家之方も銘々自分普請ニ而追々置土致し候方ニも可有候哉、

出銀割合等受候様相成候而者自ラ道敷之儀両支配ニ罷成町々ニ而者迷惑可致致之旨町奉行申聞候、依之右之趣を以先達而御内応相伺候処、伺之通り可仕旨被仰渡候ニ付、則武土屋敷數与町家向合候往還町家方持場之内武土屋敷江附候方者片側造之積りを以郡代方江引受普請致し候積、猶又町奉行江も懸合之上、兩側町家井町家江附候往還之分者町方懸ニ而普請致し候積ニ付、郡代方ニ而者相除、道造り入用高割出銀之積万石当り取調、右道造組合普請之積り者川渡井道造り御入用御普請被仰付候積向様奉伺候、然ル所此度本所所筋川々渡井道造りとも御入用御普請被仰付候積見分目論見之上金方取極申上候積り被仰渡候間、川渡見分之儀ニ付被仰渡候趣町奉行江も相違候処、御入用御普請も相成候儀ニ御座候ハ、兩側町家江附候往還之分をも一同御普請之内江組入候様致度旨出岸肥前守申聞候、右ニ付勘弁仕候処、先達而者高割出銀を以普請致し候積ゆへ、置土者不残買上候積も有之、町方之儀者其最寄々之川土を見込、双方居合候様連々ニも自分普請致し候積り有之候得共、此度川々渡井中右渡土を不残道造之場所江引入候而者町家之者共見込も相違仕、入用多分相懸り難儀可仕哉ニも相聞、勿論河川附町家之分者地高之場所も有之、折々ハ手入も致し候趣ニ相見候得共、場末ニ致り候而者困窮之町家普請難及自力措置候故、道式不宜往來差支候場所も有之趣ニ御座候、尤町方持場ニ間敷、郡代方持場ニ見合候得者三分一くらひなら而ハ無之、最初者置土買入之積りニ御座候故、此度川渡被仰付候得者、右揚土相用候故、成丈者最初入用種之内相減候儀ニ有之候間、旁町奉行申聞候通御普請被仰付候積一同組入候而も格別金高相嵩候程之義ニも至り申間敷哉ニ奉存候、併間敷相付候儀故何れ先達而申上候金高より者相増可申候得共無據筋ニも相聞候間、本所一円ニ御普請被仰付候積見分目論見仕尚亦金高取調申上候様可仕候哉此段奉伺候以上

申十二月

御書面之趣存寄無御座候

史料 0401 は寛政 12 年（1800）10 月の伺いで老中へ勘定奉行から出されている。本所の道路について、申合せなどが行届かない向きもあり、累年にわたって不取締りで、往來に差支えているようであった。そこで道路・下水の建設修復について

- ・町方持場のほかは郡代掛で行う、組合を定め、高割出銀で申付ける
- ・町方掛の場所は町奉行と申合わせて行う

ということが仰渡された。このように郡代掛の場所と町方掛の場所へ分けられていた。

支配向のものが使われ見分・取調が行われた。道路については手入れなどが行届かないばかりでなく、近年は一体に水吐が悪くなっていて、高潮のときには道路へ潮が押開いて、往來に差支えるほどであった。水吐が良いように目論見が行われ、大通はもちろん場末まで大概一円の建設修復が必要とされることとなっている。

最寄りで組合を定め、組合限りの高割出銀で建設修復を行うこととすれば

- ・煩雜でない
- ・それぞれの屋敷の最寄りへ金を出すから不相当とならない

ところが

- ・万石以上以下とも分限高がある向きは同所に屋敷が多分に引続いてあり、場末で道路がとくに悪くて往來に差支えるほどの場所で、入用が多くかかるものは、小給のものが多分について、最寄りの組合の高割では出銀高が大きく異なり、小給の向きは全て出銀高が格別にかさむこととなる。

- ・かといつて出銀高に甲乙がないように組合を定めると、最寄り違いの組合となり、今後の取締りや手入れに不便で、おのずから等閑となってしまう。

このように組合の限界が説かれている。

結局このたびは惣高割出銀によって建設修復を行い

- ・今後は最寄りで組合を定めれば往々差支えもない
- ・一統の割合とすれば出銀高に甲乙もない

ということで惣高割出銀のつもりで取調が行われ、見積もりが申上げられている。

以上のように

- ①郡代掛の場所と町方掛の場所へ分けられていた。
- ②もつとも水吐を良くするためには一円の建設修復が必要とされた。
- ③そのためには組合高割出銀は限界があるとされた。
- ④そこで惣高割出銀によって行われることとなった。

史料 0402 も 10 月の伺いで勘定奉行から出されている。本所の道路の建設修復について、郡代掛持場で往来に差支えるほどの場所は小給のものが多かった。そのため組合限りの高割ではこのような小給のものの出銀高がかえって格別にかさむこととなる。万石以上以下とも高ありのものは往來の取締いや手入れも絶えず行っているようで往來に差支えるほどの場所もないことから不相当である。ここでもやはり組合の限界が説かれている。

また一体は水場で、水吐を考えて、下水の幅がとくに狭いところは切開き、あるいは状況によって新規に下水の付替えを行い、水吐がよいように目論見が行われることとなっている。

ところが天明 6 年の出水以後、川々が埋まり、川床が高くなり、そのため自然と悪水吐きの堀も埋まり、かえって逆流するようになり、平常でも高潮のときには往還へ潮が押し上げられ、追年にわたって土が流され、そのためますます川床が高くなり、堅川・小名木川・横川・拾間川の 4 箇所とも通船に差支えるほどであった。

すでに武州西河内領のうち川付の村々は畑の中の悪水が落ちず、たびたび田畑へ潮が押し上げられ、作物が腐り、難儀との申立てが行われ、浚えの願出が支配代官から行われるようなこととなっていた。

堅川は遠くへ御成のときの通船場所であったが、潮合いにより差支えもあり、小名木川は武蔵・下総・常陸・下野国回りの通船が集まるが、扇橋から下方の中川番所まで一円に埋まっており、干潮のときは大しけもないのに通船に差支え、横川・十間川も近在の村々の廻米や肥船の通船が多く同じようであったとされている。

宝永 2 年に堅川・小名木川・横川・拾間川の浚えと本所一体の道づくりが手伝によって仰付けられたが、今回も 4 箇所とも通船に差支えるほどで、近いうちに浚えを仰付けないと差支える、そこで宝永のように 4 箇所とも浚えと本所の道づくりが手伝によって仰付けられるべきとされている。

そうすれば浚えの土で道づくりを行うので、置土の便利もよく、諸家や小祿の向きはもちろん、川付の村々も水難を逃れ、通船の差支えもないということで、凡積もりが行われている。

史料 0403 は 12 月の伺いで勘定奉行・吟味役から出されている。それに対して存寄なしとされている。

本所の道路の建設修復について、武家・町屋とも割合出銀によって建設修復を行うという伺書の取調べが行われ、先だって掛合いが町奉行へ行われた。

武家屋敷より町家のほうが多分に地高であった。そのため半分の割合での出銀は町家が損であった。そこで

・武家の道づくりの高さへ准じて、町家も銘々に自分普請として、追々置土ということにしてはどうか

・出銀割合などを受けるとおのずから両支配となり町々は迷惑ではないか

という回答が町奉行から行われている。このように郡代掛の場所と町方掛の場所が分けられていたのは町方の意向によるものであった。先だって内応で伺いが行われそのとおり仰付けられた。すなわち

・武士屋敷と町家が向合っている道路で、町方の持場のうち武士屋敷へ付くほうは片側づくりで郡代方から行う

・両側町家あるいは町家へ付く道路は、町奉行へ掛合って町方で行い、郡代方では除く

道づくり入用の高割出銀が万石あたりで取調べられ

・道づくりの組合普請

・浚えと道づくりの御入用普請

の両様について伺いが行われ、本所の浚え道づくりとも御入用普請によって仰付けのつもりで見分・目論見を行って工費を申上げるよう仰渡されている。

そこで浚えの見分の仰渡し町奉行へ達されたところ、御入用普請であれば両側町家へ付く道路についても一同に組入れたいとの回答が町奉行から行われることともなった。

・ももとは高割出銀で、置土は買上げのつもりで、町方は最寄の川土を見込んで、自分普請のつもりであった。ところが川々浚えが仰付けられ、浚土が残らず道づくりの場所へ引入れられては、町家のほうの見込みも異なり、入用が多くなり、難儀にもなりかねない。

・河岸附の町家は地高の場所もあつて折々手入れが行われているようだが、場末では困窮の町家は建設修復が困難で放置され往來に差支えている場所もあるようである。

・町方持場の総間数は郡代方持場へ見合わせれば 1/3 くらいでなければならず、最初は置土を買入れるつもりであったが、浚揚土を使うということであれば最初の積もりよりは入用も減ることから町奉行が申聞いているように一同組入れられても格別に金高がかさむほどにならない。

・ただし間数が増えることからいづれは先だって申上げた金高よりは増すがやむをえない

以上のようなことから本所一円の建設修復が仰付けられるつもりで見分目論見を行って金高を取調べて申上げるか伺われることとなっている。

以上のように

①郡代掛の場所と町方掛の場所へ分けられていたのは町方の意向によるものであった。武家屋敷より町屋が一般に地高のため半分の割合だと損とされている。

②郡代掛の場所は組合高割から惣高割へ変更された。水吐が悪く一統の建設修復が必要とされ、組合は場末のもの小給のものへ負担がかかるとされている。

③郡代掛の場所は最終的に御入用によって行われることとなった。

④町方掛の場所も御入用によって行われることとなった。

05. 所請け・下請け

【史料 0501】¹³

差上申御請証文之事

一武州葛飾郡拾間川通年来押理、悪水吐兼候儀者勿論、通船差支一同難儀仕候ニ付、御見分御目論見之上、今般皆御入用を以川渡御普請被仰付、然ル處右御普請仕立方之儀者、川通地先私共村町江引請被仰付候段、一同難儀仕合奉存候、右渡方之儀柳嶋丁場境より五百七間之所亀戸村亀戸町立合丁場引受仕立方被仰付候段奉承知候、右渡御普請中村町共役人共日々御場所工付居仕立方入念人足遣方其外賃錢渡し方等、正路ニ仕、泥難不仕候様取計、日々出入足江無相違賃錢割渡取印形取置候様被仰渡、且内分ニ而受負人ニ相渡候儀者、決而仕間敷行被仰渡候

(略)
右之通被仰渡一同承知奉畏候、則御請証印証文差上申出仍如件
享和元酉年五月

名主	次郎助	印
年寄	清右衛門	印
	善右衛門	印
	李之助	印
	伊兵衛	印
	七郎右衛門	印
亀戸町行事	与右衛門	印
五人組	浅右衛門	印
亀戸村百姓代	孫兵衛	印

御普請掛御役人中様

【史料 0502】

差上申一札之事

一本所石原町入堀、近來押理、通船差支、町々難儀仕候ニ付、御見分御目論見之上、今般皆御入用を以渡方被仰付、難儀仕合奉存候、御普請仕立方之儀、所請ニ被仰付、諸事正路ニ申合、御仕様被通ケ所々少も無相違相仕立、尤抗儀極儀飯ノ切等者棟梁岡田次助蔵田屋清右衛門方より諸所差出相仕立候積り是亦御場所仕立中町役人共

日々御場所二附居、人足遣方其外賃錢渡方等入念混雜不仕様取計、日々出入足之分江無相違賃錢割渡受取印形取置候様可仕候、且内分ニ而受負人江相渡候儀者決而仕間敷旨被仰渡候
(略)
右之通被仰渡奉畏候依而御請証文差上申処如件
享和元酉年五月

南本所町
組頭惣代
月行事
名主

文治郎
半兵衛
六郎左衛門

川渡御普請御役所

前書之通下請之もの共江被仰渡候旨、私共儀も罷出承知奉畏候、依之奥書印形差上申候以上
西五月

岡田治助
藏田屋清右衛門

いずれも享和元年（1801）5月の請証文で、前者は拾間川について浚えが行われることとなり連署が

- ・ 亀戸村亀戸町の名主・年寄
- ・ 亀戸町の月行事・五人組
- ・ 亀戸村の百姓代

によって行われている。

御入用によって行われることとなり、仕立ての引受けが川通りの地先の村町へ仰付けられた。ただし大々切ならびに川の左右の土留杭筋などの引受けについては橋樑棟梁の岡田・蔵田によって行われることとなっている。

後者は本所石原町入堀について浚えが行われることとなり連署が

- ・ 南本所町の組頭惣代
- ・ 南本所町の月行事
- ・ 南本所町の名主

によって行われている。

御入用で行われることとなり、「所」請けとして仰付けられた。ただし杭・柵・樋・橋の仮々切などの仕立てについては、やはり岡田・蔵田によって行われることとなっている。

しかも町のもは「下」請けと称され、そのような下請けのものへの仰渡しに対して、承知との奥書印形が岡田・蔵田によって行われている。

06. 結

江戸は武家地・寺社地・町人地が混在していたことから、基準の異なったものが混在していた組合もあったが、石高と小間の換算は同一の組合でも異なっていたものがあり、当然ながら組合ごとにも異なっており、一律に決められていたわけではなかった。

建設修復が組合によって行われるにあたっては

- ①仕様 の取調べが組合において行われ
- ②確認 が普請方において行われ
- ③入札・内訳 の取調べが組合において行われ
- ④最終的には組合全体の総意による

とされている。

本所の道路と下水は建設修復の体制が異なっていたが、享和期に道路下水水路全般へわたる大規模な建設修復が行われることとなった。

①郡代掛の場所と町方掛の場所へ分けられていたのは町方の意向によるものであった。武家屋敷より町屋が一般に地高のため半分の割合だと損とされている。

②郡代掛の場所は組合高割から惣高割へ変更された。水吐が悪く一統の建設修復が必要とされ、組合は場末のもの小給のものへ負担がかかるとされている。

③郡代掛の場所は最終的に御入用によって行われることとなった。

④町方掛の場所も御入用によって行われることとなった。

¹ 伊藤好一『江戸の町かど』（平凡社、1987）、小林信也「近世江戸市中における道路・水路の管理―近代都市空間成立の前史として」『街道と川の近代』、山川出版社、1996）ほか。

² 『道橋下水組合高附帳』（国立国会図書館蔵）

³ 「寛政九巳年二月二日

上水道橋下水其外組合普請修復共、組合入用取調方之儀ニ付、御普請方御役所ニ而年番江被仰渡候一件之事」

⁴ ・二葉町大升より木挽町5丁目まで上水組合
・8番組上水組合
・八丁堀豊岸島上水組合
・神田方上水組合
・神田南方上水組合
・神田北方上水組合
新両替町・南鑼町名主
芝口2丁目・同3丁目名主
南八丁堀町・東鑼町名主
平永町・雉子町・神田浜松町・佐柄木町名主
信屋町・西河岸町・桶町・南伝馬町名主
堺町・桶町・村松町・葛屋町名主

以上の組合へ順達とされている。

⁵ 『類集撰要』（国立国会図書館蔵）

⁶ 「此儀御武家方并日本橋南北町方組合之内、北方之儀者年番名主限りニ取計、一応北方組合江申達、南方之義者南方町々ニ而町年番と唱、三四丁宛宛組合月行事共年番相立、普請注文等仕立、年番名主共立合開札仕、且入用出銀も右月行事方江取集、尤取計候度毎年番名主方江申立、年番方ニ而承届候上取計来申候一組二年番取扱方者は迄之通ニ可心得旨、被仰聞候事
一神田組之義者組合御武家方年番無之、以来御書面之通取計候ニ付而者、御武家方ニ而年番御立候様仕度、左候ハ、右年番江及熟該取計可申候間、年番相立候様被成下度奉存候」

一神田組武家方年番無之候而者、立合等之節不弁ニ候間、評議之上年番相立候様可申渡共可致間、右組合性名書付差出候様、右組年番江被仰聞候事
但右組合下水普請之方ニも御武家方組合有之、年番無之旨申立候処、是亦本文同様ニ被仰聞候事」

一組合武家方御性名石高書附之義、右者時々組合之内ニ而入狂も有之候間、大普請者格別、少々之普請之度毎申立以前ニ相廻し候儀彼は手間取候間、是迄之通被成下、大普請之節者御書面之通取計可申候
但日本橋南北町方御武家方組合有之、入用金高之内、四分通り御武家方出銀ニ付、石高等ニ差傳不申候

一八番組上水御武家方町方組合之義者、諸事御武家方御年番ニ而取計御達有之、町方年番名主方ニ而者一向相構不申、場所々ニ出役等も不仕候
但御仕置普請御入用割井水銀之義者年番名主共取集メ御役所江上納仕、其外普請入用金者御武家方御年番ニ而割付、直ニ組合町々江御達、取集有之義ニ御座候」

⁷ 「一普請入用金請負人江相渡候義者、普請皆出来見分之上、場所ニ而可申渡候間、出銀取集可相渡候、勿論普請取書互相添、役所江可差出候
但普請中内借之儀請負人申立候ハ、抄取之ためニも候間、出来形形通取調、組合中江相議之上出銀取集、歩通ニ応相渡候儀者、其組合中申合次第相渡候而も不苦候」

「一普請中日々年番方より場所々ニ致出役、仕口等入念候様可致候、尤御普請奉行并支取向立合、御勘定方御目付共二度々見廻致候間、若仕立方能末ニ而仕様書ニ相違有之候へ者仕直させ候間、無異儀仕直候様、兼而請負之者江可申付置候」

「一組合持場之義者年番方ニ而度々見廻りいたし、破損所も有之候ハ、早速組合中江申談、小破之内取繕等有之候得者、少々之入用ニ而相濟候、取繕方之義役所江可申立候、且又年番期月ニ相成、代り合致候ハ、其段可申立候
但年番中取扱候義者其年番ニ而始終取扱候様可致候」

⁸ 「二月二日御普請方御役所江見限町名主三郎右衛門被召出、右之通御書三通御渡、年番名主共請証文可差出旨被仰渡候山」
「翌三日一石橋三文字屋新兵衛方江右之年番寄合、評議之上被仰渡書互下ケ札いたし」

「同四日右御役所江一同罷出候上ニ而伺候趣を以右書付掛御目ニ」
「尤取極方区々ニ無之様ニと御書面ニ有之候処、右ニ付南北組合之内、北方ニ而ハ年番名主手限り取計、南方は町年番と唱月行事年番も有之、其外組々仕来之取扱之義已来改正仕、同様之取計ニ可仕儀ニ御座候哉之段伺候候、右林之義、仕来之通相心得可申旨其外被仰聞候趣、合印朱書之通ニ候事」

「右者今日御普請役吉原源藏殿、御勘定方御目付品川善次郎殿、御同心秋野政治郎殿御立合ニ而源藏殿被仰聞候上、御書面之請書早々差出候様御申聞ニ付、明日差上可申旨御答申、右下ケ札いたし候書付者相下ケ、同日小舟町相模屋主人方ニ而寄合、請書相読取致候、銘々組合江ハ寄合之上相達候者ニ一同申合候以上但入札開札之節ハ年番外両三人立合之義者、前年之年番ニ而立合可申事
二月四日」

⁹ 「申十月九日采女正殿へ御直ニ上ル」

¹⁰ 下ケ札

・ 凡高 2090400 石余 群代懸持場之分

・ 往還長延 18660 間余

此普請入用

・ 凡金 15700 両余 但高 100 石ニ付金 3 分余

¹¹ ・ 大積金 20821 両余

「惣川・小名木川・横川・十間川渡入川御手伝可被仰付候分」

「是ハ見分不仕四ヶ所川丈を以凡見込積仕候分」

・ 金 13679 両余「本所造井下水普請入用」

金 3932 両余「埋石垣板杭筋等諸色代」

内金 1376 両余 3 分 5 厘「御入用可相立候分」

内金 2565 両余 6 分 5 厘「御手伝可被仰付分」

金 9747 両余「人足賃御手伝可被仰付分」

・ 金 700 両

「郡代御代官宅人御勘定四人御普請役廿八人野扶持米石代金并小屋場損料諸買物代等御入用ニ可相立分」

外

・ 金 2051 両余り

「是ハ本所道普請之儀士買入可申処川渡被仰付右渡士並土置士ニ用候得ハ船賃人足賃已ニ而士代不相懸候ニ付買入直段与差引凡積書面之通相減申候」

・ 金 11137 両余

「是ハ追而江渡計被仰付候箇渡土捨場迄持運船賃人足賃可相懸候、此度川渡被仰付候得ハ右渡士道造置士ニ用ひ候間凡積書面之通相減申候」

「右者惣川・小名木川・十間川渡并本所道造共入用大積取調候処書面之通御座候間之通被仰付候儀ニ御座候ハ、見分之者差出候目論見之上御入用積取調申上候様可仕候左候ハ、此上金高相減可申哉ニ奉存候」

¹² 『浅道造一件』（国立国会図書館蔵）

¹³ 『浅道造一件』